

## にかほ市若者夫婦・子育て世帯空き家購入奨励金交付要綱

平成31年4月1日

告示第42号

改正 令和4年3月18日告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、にかほ市内にある空き家の利活用による若者夫婦世帯及び子育て世帯（以下「子育て世帯等」という。）の定住を促進し、地域の活性化を図るため、市内の空き家を取得した子育て世帯等に予算の範囲内で奨励金を交付することに関し、にかほ市補助金等の交付に関する規則（平成17年にかほ市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、にかほ市空き家情報登録制度要綱（平成20年にかほ市告示第17号。以下「空き家要綱」という。）第4条第2項の規定により空き家情報登録台帳に登録されている物件をいう。ただし、この告示による奨励金の対象となった物件を除く。
- (2) 「利用希望登録」とは、空き家要綱第7条に基づく登録をいう。
- (3) 「若者夫婦世帯」とは、交付申請時点で夫婦のいずれもが40歳未満の世帯をいう。
- (4) 「子育て世帯」とは、交付申請時点で18歳以下の子どもと同居し、その子どもを扶養する世帯をいう。
- (5) 「取得」とは、売買契約により市内の空き家を購入し、かつ、当該空き家の所有権保存登記又は所有権移転登記を行うことをいう。

(奨励金の対象者)

第3条 交付対象者は、利用希望登録を行っている若者夫婦世帯又は子育て世帯の者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成31年4月1日以降に空き家を取得し、当該空き家について持分割合が2分の1以上の所有権を有する者であること。
- (2) 取得した空き家に住所を有する者であること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

(4) にかほ市暴力団排除条例（平成24年にかほ市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、交付対象者としなない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) この告示による奨励金の交付を受けている者
- (2) その他市長が交付対象者として不適当と認めた者  
(奨励金の額)

第4条 奨励金の交付額は、50万円を上限とする。ただし、取得した空き家の購入費用（以下「購入費」という。）が50万円に満たない場合は、購入費の金額を奨励金の交付額とする。

2 購入費に当該空き家が所在する土地の購入費用が含まれている場合は、当該空き家と土地の固定資産税評価額を用いて購入費を按分するものとする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、にかほ市若者夫婦・子育て世帯空き家購入奨励金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 土地・家屋の登記事項証明書
- (3) 税情報照会に係る同意書（様式第2号）
- (4) 購入費の領収書の写し
- (5) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請が出来る時期及び期間は、空き家を取得した日から1年以内とする。

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により奨励金の交付申請があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、にかほ市若者夫婦・子育て世帯空き家購入奨励金交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が奨励金の交付を受けようとするときは、交付決定を受けた日から30日以内に、にか

ほ市若者夫婦・子育て世帯空き家購入奨励金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第8条 市長は、前条の請求があったときは、交付決定者に奨励金を交付するものとする。

（奨励金の返還）

第9条 奨励金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合、交付を受けた奨励金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない特別な事由があると認めるときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 虚偽又はその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金の交付決定日から3年以内に、交付決定者の属する世帯員全員が転居又は転出したとき。
- (3) 奨励金の交付決定日から3年以内に、取得した空き家を売却又は取り壊したとき。
- (4) 奨励金の交付決定日から3年以内に、交付決定者又はその世帯員が市税等を滞納したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき奨励金を返還させる場合は、にかほ市若者夫婦・子育て世帯空き家購入奨励金返還命令書（様式第5号）により交付決定者に通知し、期限を定めて奨励金の返還を命ずるものとする。

（にかほ市定住奨励金との併用禁止）

第10条 この告示に定める奨励金は、にかほ市定住奨励金等交付要綱（平成27年にかほ市告示第24号）により交付される奨励金等と併用して利用することができないものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限りで、その効力を失う。

（この告示の失効に伴う経過措置）

3 前項によるこの告示の失効前に、この告示による交付を受けた奨励金についての第9条

の規定は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和4年3月18日告示第32号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。